

令和6年度

船橋市後期高齢者医療事業
特別会計予算

議案第7号

令和6年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度船橋市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,731,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)	
款	項	金	額
10	後期高齢者医療保険料		8,115,000
	10 後期高齢者医療保険料		8,115,000
15	使用料及び手数料		100
	10 手数料		100
16	国庫支出金		22,200
	15 国庫補助金		22,200
20	繰入金		1,553,600
	10 他会計繰入金		1,553,600
25	繰越金		100
	10 繰越金		100
30	諸収入		40,000
	10 延滞金・加算金及び過料		1,510
	15 償還金及び還付加算金		25,500
	22 受託事業収入		12,890
	25 雑入		100
歳 入 合 計			9,731,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠システム導入業務委託料	令和6年度～令和7年度	183,308千円
後期高齢者医療保険料納入通知書 等作成業務委託料	令和6年度～令和7年度	500千円